

社会福祉法人雲南市社会福祉協議会

会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雲南市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第32条第3項の規定に基づき会員について定めることを目的とする。

(会員の区分)

第2条 会員は、次のように区分する。

- (1) 正会員（各世帯主等）
- (2) 賛助会員（正会員であって更に社協の趣旨に賛同した個人）
- (3) 団体会員（社協の趣旨に賛同した会社、団体、施設等）

(会 費)

第3条 会費は、次に定めるものとする。

- (1) 正会員 年額1,000円
- (2) 賛助会員 一口 年額2,000円
- (3) 団体会員 一口 年額5,000円

(会費の納入)

第4条 会費は、毎年7月末日までに納入しなければならない。ただし、入会した年度にあっては、入会と同時に納入しなければならない。

(会費の減免)

第5条 会長は、会員に特別の理由があると認めたときは、会費を減免することができる。

(報告等)

第6条 会長は、会員に次の各号に掲げる事項について報告等を行なうものとする。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業内容
- (2) 社協の実施する各種調査の結果
- (3) 社協の実施する大会、講習会、研修会等の報告、案内
- (4) 社協の発行する社会福祉関係資料

(委 任)

第7条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から一部改正施行する。